平成２８年（フ）第３０５号
東京都足立区青井２丁目21―14―106
債務者　上野　正芳
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０６号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目１－３―401
債務者　須田　紀明
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２２号
東京都国分寺市東元町１丁目23―30―102
債務者　伊藤　裕之
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７号
東京都荒川区西日暮里３丁目12―２―101
債務者　楠原　正雄
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５号
東京都町田市鶴川６丁目１－30―102
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１号
東京都江戸川区西瑞江４丁目26－３　都住９―405
債務者　松本泰生こと　松本　安男
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８０号
東京都足立区東和１丁目３－18―302
債務者　安海　勝二
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８７号
東京都葛飾区東四つ木４丁目16―11
債務者　淺岡　弘和
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１号
東京都江東区南砂２丁目24―１―409
債務者　石島　裕之
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８号
東京都大田区大森南３丁目27―15
債務者　平林英里子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０４号
埼玉県志木市幸町１丁目８―40―217
債務者　高橋　秀太
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０８号
東京都世田谷区南烏山６丁目16―３―104
債務者　近江　　哲
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１４号
東京都調布市深大寺北町５丁目26―５
債務者　松浦　　亨
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１５号
東京都杉並区下井草１丁目１―15―402
債務者　輿水　敬子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７号
東京都豊島区千川２丁目24―８―406
債務者　和南城純一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１８号
東京都豊島区千川２丁目24―８―406
債務者　和南城理奈子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部